

共用実験ネットワークにおける情報機器の接続に関する細則

2024年7月26日制定

2025年4月1日改定

共用実験ネットワーク運用責任者

第1条

本細則は、大型放射光施設ならびにX線自由電子レーザー施設における共用実験ネットワーク利用対策基準（SPring-8/SACLA共用実験ネットワーク利用ガイドライン）」（令和2年10月30日、SPring-8データ・ネットワーク委員会）第6条（細則の制定と見直し）の定めるところに基づき、共用実験ネットワーク内部での情報機器の接続にあたり利用者が順守すべき事項を、共用実験ネットワーク運用責任者（以下「運用責任者」）が定める。

第2条（共用実験ネットワークへ接続が禁止される情報機器）

共用実験ネットワークの利用者は、以下を順守すること。ただし、SPring-8/SACLAの運営・高性能化・高度化のために必須でかつ他に代替方法がない等の場合で、利用者が運用責任者に申請し許可を得た場合に限り、例外を認めるものとする。

- (1) 無線LANのアクセスポイント機能を有するネットワーク機器を接続してはならない。
- (2) 共用実験ネットワークは用途の異なる複数のネットワークゾーンで構成される。ネットワークゾーンは[別添の表1](#)に示す。利用者は1台の情報機器をこれら複数のネットワークゾーンに同時に接続してはならない。
- (3) 以下に示す情報機器を共用実験ネットワークに接続してはならない。
 - (1) ルーティング機能を持つ情報機器
 - (2) 計算機のうちNAT（Network Address Translation）機能を持つもので、他の情報端末にNATを介した通信を可能にするもの

2

前項において使用する用語の定義は、次のように定める。「ネットワーク機器」とは、ルーター、ネットワークスイッチ、ファイアウォールなど、ネットワークを構成

するための機器をいう。「ルーター」とは、異なるネットワーク同士を相互接続するネットワーク機器をいう。ネットワークを流れてきたデータについて、宛先アドレスから通信経路を選択し、他のネットワークへ中継を行うもの。この経路を制御することを「ルーティング」という。「情報機器」とは、情報端末およびネットワーク機器を含み、他に、NAS（Network Attached Storage）、サーバー計算機など、ネットワーク通信の機能を有する機器全般をいう。「情報端末」とは、パーソナルコンピュータ（PC）、ノートPCなど、ネットワークの末端において利用者が直接操作する情報機器をいう。

附則

この細則は、2025年1月20日から施行する。

附則

この改定は、2025年4月15日から施行する。